

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、各種政策の効果もあり、緩やかに回復しているものの、世界的な金融引き締め、中国経済の先行き懸念等による景気の下振れリスクや、物価上昇等による影響に十分注意を要する状況で推移しました。

このような状況の中で、当社グループは、事業の根幹であるプロバイオティクスの啓発・普及活動を展開し、商品の優位性を訴求してきました。また、長期ビジョン「Yakult Group Global Vision 2030」に立脚し、世界の人々の健康に貢献し続けるヘルスケアカンパニーを目指し、企業活動を推進し、業績の向上に努めました。

この結果、当連結会計年度の連結売上高は503,079百万円（前期比4.1%増）となりました。利益面においては、営業利益は63,399百万円（前期比4.0%減）、経常利益は79,300百万円（前期比1.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は51,006百万円（前期比0.7%増）となりました。

連結売上高	503,079百万円	前期比	4.1%増
営業利益	63,399百万円	前期比	4.0%減
経常利益	79,300百万円	前期比	1.7%増
親会社株主に帰属する 当期純利益	51,006百万円	前期比	0.7%増

主な部門別の状況は、次のとおりであります。

なお、従来、部門別の状況として説明しておりました「医薬品製造販売事業部門」については、当連結会計年度から「その他事業部門」に含めて説明しております。

飲料および食品製造販売事業部門（国内）

乳製品につきましては、当社独自の「乳酸菌 シロタ株」や「ビフィズス菌 BY株」などの科学性を広く普及するため、エビデンスを活用し、地域に根ざした「価値普及」活動を積極的に展開しました。

宅配チャンネルにおいては、乳製品乳酸菌飲料「Yakult（ヤクルト）1000」および昨年9月にリニューアル発売した「ヤクルト400W」を中心に、新規のお客さまづくりを実施するとともに、既存のお客さまへの継続飲用の促進を図りました。また、インターネット注文サービス「ヤクルト届けてネット」については、「Yakult（ヤクルト）1000」および「ヤクルト400W」の新規申し込みを昨年8月から再開し、売り上げの増大に努めました。さらに、宅配組織の強化を図るため、ヤクルトレディの採用活動および働きやすい環境づくりを推進しました。

店頭チャンネルにおいては、乳製品乳酸菌飲料「Y1000」を中心に、視認性の高い売り場を展開したほか、乳製品乳酸菌飲料「Newヤクルト」シリーズについて、プロモーションスタッフを活用した「価値普及」活動を展開し、売り上げの増大に努めました。

商品別では、「Yakult（ヤクルト）1000」および「Y1000」について、それぞれ生産体制を強化しました。また、「Newヤクルト」シリーズについては、原材料費の上昇や物流費等の急激な高騰を受け、昨年9月に価格改定を行いました。さらに、期間限定アイテムとして販売していたハードタイプヨーグルト「ソファール レモン」については、昨年7月から通年販売を開始しました。

このような取り組みを中心に販売強化に努めた結果、乳製品全体では前期を上回る実績となりました。

一方、清涼飲料につきましては、栄養ドリンク「タフマン」シリーズおよび乳酸菌はっ酵果汁飲料「ヤクルトのおいしいはっ酵果実」を中心に販売促進策を実施し、売り上げの増大に努めました。

これらの結果、飲料および食品製造販売事業部門（国内）の連結売上高は252,179百万円（前期比4.9%増）となりました。

飲料および食品製造販売事業部門（海外）

海外につきましては、1964年3月の台湾ヤクルト株式会社の営業開始をかわきりに、現在28の事業所および1つの研究所を中心に、39の国と地域で主として乳製品乳酸菌飲料「ヤクルト」の製造、販売を行っており、本年3月の一日当たり平均販売本数は約2,606万本となっています。

アジア・オセアニア地域では、中国において、販売エリアの拡大に向け、昨年6月、9月および11月にそれぞれ支店を設立し、同支店内の店頭チャンネルで「ヤクルト」「ヤクルトライト」および「ヤクルト500億ライト」の販売を開始しました。これにより、中国の販売拠点は53か所となりました。しかしながら、同国経済の回復の遅れや消費の鈍化等により、売り上げに影響を受けました。今後も、短期的・中期的な視点でそれぞれ施策を展開し、実績回復に取り組んでいきます。

米州地域では、米国において、広告活動等による販売支援を強化するとともに、積極的な新規開拓活動等を実施した結果、取引店舗数が増加し、販売実績は順調に推移しました。

ヨーロッパ地域では、健康志向の高まりを契機とした各国の市場特性に合った販売活動の展開により、持続的成長を目指しました。

これらの結果、飲料および食品製造販売事業部門（海外）の連結売上高は225,812百万円（前期比5.0%増）となりました。

その他事業部門

その他事業部門には、化粧品の製造販売、医薬品の製造販売およびプロ野球興行などがあります。

化粧品につきましては、当社が創業以来培ってきた乳酸菌研究から生まれたオリジナル保湿成分「S.E.（シロタエッセンス）」の「価値普及」活動に重点をおき、お客さまの「内外美容」の実現と化粧品愛用者数の増大に努めました。

具体的には、基礎化粧品「ラクトデュウ」シリーズから、昨年4月に「ラクトデュウ S.E. ローション1」をリニューアル発売しました。また、高機能基礎化粧品「パラビオ」シリーズから、昨年11月および本年1月に、リニューアル品を中心にスキンケア商品計7品を導入しました。さらに、両シリーズについて、森高千里さん、IKKOさんを起用したテレビCMを放映し、商品認知の向上を目指しました。

その結果、化粧品全体としては、前期を上回る実績となりました。

医薬品につきましては、がんおよびその周辺領域に特化した当社製品等の啓発活動や適正使

用を推奨する活動を推進しました。しかしながら、主力製品である抗悪性腫瘍剤「エルプラット」について、後発医薬品へ切り替える医療機関が増加傾向にあることに加え、昨年4月に実施された薬価改定において大半の当社製品の薬価が引き下げられたことにより、売り上げに影響を受けました。

その結果、医薬品全体としては、前期を下回る実績となりました。

なお、当社は、昨年10月に、がん関連医療用医薬品について、高田製薬株式会社への販売移管・製造販売承認の承継に関する基本合意書を締結しました。「エルプラット」等の販売移管・製造販売承認の承継について、患者さまや関係各所に十分配慮しながら計画的に準備を進めています。

プロ野球興行につきましては、各種イベントやさまざまな情報発信を行うなど、積極的なファンサービスに取り組んだ結果、入場者数が増加しました。

これらの結果、その他事業部門の連結売上高は36,256百万円（前期比5.1%減）となりました。

事業部門別売上高

区 分		第 71 期 (2022.4.1～2023.3.31)	第 72 期 (当連結会計年度) (2023.4.1～2024.3.31)	増	減
				金 額	前 期 比
	国 内	240,455百万円	252,179百万円	11,724百万円	4.9%増
	海 外	215,109百万円	225,812百万円	10,702百万円	5.0%増
飲 料 お よ び 食 品 製造販売事業部門計		455,565百万円	477,992百万円	22,426百万円	4.9%増
そ の 他 事 業 部 門		38,208百万円	36,256百万円	△ 1,951百万円	5.1%減
(調 整 額)		△ 10,703百万円	△ 11,169百万円	△ 466百万円	—
合 計		483,071百万円	503,079百万円	20,008百万円	4.1%増

- (注) 1. 「調整額」は、事業部門間売上高の消去金額です。
2. 従来、区分記載していました「医薬品製造販売事業部門」については、「その他事業部門」に含めて記載する方法に変更しています。なお、第71期については、変更後の区分により作成したものを記載しています。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、生産設備の増設・更新を中心に総額56,232百万円となっています。

当連結会計年度の主な設備投資は、「Yakult（ヤクルト）1000」および「Y1000」の生産設備の増強です。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、増資または社債の発行などによる資金の調達は行っていません。

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループをとりまく環境は、国内の人口減少等による市場の伸び悩み、お客さまのニーズの多様化や品質、環境問題に対する意識の高まりなど、刻々と変化を続けています。

このような環境のもと、当社グループは引き続き、創業当初から提唱する「予防医学」「健腸長寿」の考え方に基づき、お客さまの健康づくりに役立ち、社会の健康課題の解決に寄与する商品やサービスを提供します。そして、長期ビジョン「Yakult Group Global Vision 2030」に立脚し、世界の人々の健康に貢献し続けるヘルスケアカンパニーを目指し、企業活動を推進します。推進にあたっては、グループの強みである「研究開発・技術力」と「当社グループ独自の宅配システム」を活かすとともに、他社とも協業することで、事業領域の拡大に向けた取り組みを進めていきます。

また、当社グループは、企業の社会的責任であるサステナビリティへの取り組みの一つとして、「環境ビジョン2050」を定め、2050年までに、バリューチェーン環境負荷ゼロ経営を目指します。

各事業部門の対処すべき課題は、次のとおりであります。

飲料および食品製造販売事業部門（国内）

お客さまの健康意識の高まりにより注目度が高まっているプロバイオティクス市場において、当社商品の優位性を高めるため、当社独自の乳酸菌の有用性をお客さまに伝える「価値普及」活動を推進していきます。

宅配チャネルにおいては、実績拡大に向け、新規のお客さまづくりの実施および既存のお

客さまへの継続飲用を促進するとともに、インターネット注文サービス「ヤクルト届けてネット」を活用し、売り上げの増大に努めます。また、人材獲得競争が激化する中、宅配組織の強化という課題に対し、ヤクルトレディの採用活動を積極的に行うとともに、仕事の魅力を高めるため、多様な働き方の実現に向けた制度の見直し等を推進することで、働きやすい環境づくりに取り組みます。

店頭チャネルにおいては、他社との競争が激しさを増す中、顧客の創出・定着という課題に対し、プロモーションスタッフを活用した「価値普及」活動を展開するなど、マーケットごとにお客さまの多様なニーズに合わせた取り組みを強化することで、売り上げの増大を図ります。

飲料および食品製造販売事業部門（海外）

プロバイオティクスに対する注目が高まる中、事業の拡大および収益性の向上という課題に対し、既進出国・地域におけるさらなる市場深耕に加え、販売エリアの拡大に向けた取り組みを推進します。あわせて、販売組織の拡充を図るため、人材の確保・育成に努めます。

具体的には、中国において、中・小都市を中心に物流拠点および取引店舗数の増加に取り組み、売り上げの増大を図るとともに、営業体制等の再構築や従事者教育等に注力することで、販売組織の強化を進めていきます。そのほか、成長市場であるEC分野における取り組みを積極的に推進します。

また、ヨーロッパ等の物価高の影響等で購買意欲が低下している国・地域においては、お客さまとの接点を強化するとともに、コミュニケーションの充実を図ることで、顧客を維持・拡大し、売り上げの増大を目指します。

そのほか、新規進出国・地域の検討については、引き続き慎重に進めていきます。

その他事業部門

化粧品につきましては、他社との競争が激しさを増す中、国内においては、乳酸菌はっ酵エキスを核とした商品の展開等をとおして当社商品の優位性を高めるとともに、販売組織を強化することで、売り上げの増大に努め、事業基盤の強化を図ります。また、海外においては、中国のEC市場を中心に、当社商品のさらなる認知向上を図り、売り上げの増大を目指します。

医薬品につきましては、高田製薬株式会社への「エルプラット」等の販売移管・製造販売承認の円滑な承継に向けて、製品ごとに順次作業を進めていきます。

プロ野球興行につきましては、ファンの皆さまの期待に応えられるようチーム力の強化に取り組むとともに、各種ファンサービスの充実を図っていきます。

<サステナビリティに関する取り組み>

当社グループのサステナビリティへの主な取り組みとして、環境に関わるマテリアリティ「気候変動」「プラスチック容器包装」「水」を設定し、2030年の定量目標達成に向け、具体的なアクションを進めています。

「気候変動」

- ・再生可能エネルギーの拡大（再エネ電力への切り替え、再エネ設備導入等）
- ・インターナルカーボンプライシング制度の導入・活用 など

「プラスチック容器包装」

- ・環境配慮型容器包装への最大限の転換
- ・容器包装におけるプラスチック使用量の削減（軽量化・薄肉化） など

「水」

- ・生産工場における節水活動の推進、水の再利用設備導入の検討
- ・水リスク調査の定期的な実施 など

また、当社は2024年4月に取締役会の諮問機関として「サステナビリティ諮問委員会」を設置し、今後、取締役会によるサステナビリティ推進に関する監督機能の強化を図ります。

さらに、当社グループは、引き続きコンプライアンス経営を推進するとともに、従業員の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する健康経営の推進に積極的に取り組んでいます。社内に健康経営の推進専門組織を設け、各種取り組みを進めており、当社は「健康経営銘柄」に選定され、「健康経営優良法人（大規模法人部門）～ホワイト500～」に7年連続で認定されています。あわせて、当社は、さまざまな人材育成プログラムをとおして、人的資本に投資を行うとともに、女性の管理職への積極的な登用や男性の育児休業取得の促進等をとおして、ダイバーシティ推進を進めています。

今後につきましても、企業の社会的責任や株主の皆さまへの説明責任を果たしつつ、企業理念である「私たちは、生命科学の追究を基盤として、世界の人々の健康で楽しい生活づくりに貢献します。」の実現に向けて、コーポレートスローガン「人も地球も健康に」のもと、地球環境全体の健康を視野に入れ、すべての企業活動を通じて、良き企業市民として歩んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、何卒一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 69 期 (2020.4.1～2021.3.31)	第 70 期 (2021.4.1～2022.3.31)	第 71 期 (2022.4.1～2023.3.31)	第 72 期 (当連結会計年度) (2023.4.1～2024.3.31)
売上高	385,706百万円	415,116百万円	483,071百万円	503,079百万円
営業利益	43,694百万円	53,202百万円	66,068百万円	63,399百万円
経常利益	57,601百万円	68,549百万円	77,970百万円	79,300百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	39,267百万円	44,917百万円	50,641百万円	51,006百万円
1株当たり 当期純利益	122.43円	140.18円	162.09円	164.52円
総資産	635,102百万円	672,855百万円	749,419百万円	833,286百万円
純資産	439,761百万円	484,935百万円	545,496百万円	605,946百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しています。
2. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)に基づき算出しています。
3. 第70期から収益認識会計基準等が適用されていますが、利益面への影響はありません。
4. 当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第69期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しています。

(7) 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
東京ヤクルト販売株式会社	300百万円	100.0%	ヤクルト類などの販売
株式会社岡山和気ヤクルト工場	98百万円	100.0%	ヤクルト類のボトリング
ヤクルト商事株式会社	30百万円	72.5%	ヤクルト類の販売用資機材などの販売
株式会社ヤクルトマテリアル	50百万円	100.0%	香料などの製造販売
ヤクルトヘルスフーズ株式会社	99百万円	100.0%	保健機能食品、健康補助食品などの製造販売
ヤクルトロジスティクス株式会社	10百万円	100.0%	ヤクルト類などの輸送
株式会社ヤクルト球団	495百万円	80.0%	プロ野球の興行
中国ヤクルト株式会社	1,491百万円	100.0%	ヤクルト類の製造販売

(注) ヤクルト商事㈱に対する当社の出資比率には、当社の子会社を通じての間接所有分15.9%が含まれています。

(8) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、以下の内容を主な事業としています。

飲料および食品製造販売事業部門	乳製品乳酸菌飲料、はっ酵乳、清涼飲料、麺類、健康食品
そ の 他 事 業 部 門	化粧品の製造販売、医薬品の製造販売、プロ野球興行

(9) 主要な営業所および工場（2024年3月31日現在）

① 当社

本 店	東京都港区海岸1丁目10番30号
営 業 所	北海道支店（札幌市）、東日本支店（東京都港区）、 首都圏支店（東京都港区）、中日本支店（大阪市）、西日本支店（福岡市）
工 場	福島工場（福島市）、茨城工場（茨城県猿島郡）、湘南化粧品工場（藤沢市）、 富士裾野工場（裾野市）、富士裾野医薬品工場（裾野市）、 兵庫三木工場（三木市）、佐賀工場（神埼市）
研 究 所	中央研究所（国立市）

② 子会社

区 分		子 会 社 名
国	内	東京ヤクルト販売株式会社（東京都台東区）、 株式会社岡山和気ヤクルト工場（岡山県和気郡）、 ヤクルト商事株式会社（東京都港区）、 株式会社ヤクルトマテリアル（東京都港区）、 ヤクルトヘルスフーズ株式会社（豊後高田市）、 ヤクルトロジスティクス株式会社（八王子市）、 株式会社ヤクルト球団（東京都港区）
		香港ヤクルト株式会社、シンガポールヤクルト株式会社、 インドネシアヤクルト株式会社、オーストラリアヤクルト株式会社、 マレーシアヤクルト株式会社、中国ヤクルト株式会社、 広州ヤクルト株式会社、上海ヤクルト株式会社、 天津ヤクルト株式会社、無錫ヤクルト株式会社、 インドヤクルト・ダノン株式会社、ベトナムヤクルト株式会社、 中東ヤクルト販売株式会社（アラブ首長国連邦）、 ミャンマーヤクルト株式会社
海外	ア ジ ア ・ オセアニア	ブラジルヤクルト商工株式会社、メキシコヤクルト株式会社、 アメリカヤクルト株式会社
	米 州	ヨーロッパヤクルト株式会社（オランダ）、オランダヤクルト販売株式会社、 ベルギーヤクルト販売株式会社、イギリスヤクルト販売株式会社、 ドイツヤクルト販売株式会社、オーストリアヤクルト販売株式会社、 イタリアヤクルト販売株式会社

上表の他、国内子会社は35社（計42社）、海外子会社はヤクルト本社ヨーロッパ研究所（ベルギー）など5社（計29社）

(10) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比較増減
飲料および食品製造販売事業部門（国内）	6,935名	338名増
飲料および食品製造販売事業部門（海外）	21,648名	501名減
そ の 他 事 業 部 門	815名	96名減
総 務 ・ 経 理 等 の 管 理 部 門	229名	6名増
合 計	29,627名	253名減

- (注) 1. 従業員数が前期末と比較して253名減少した主な理由は、海外子会社における従業員数が減少したことによるものです。
2. 従来、区分記載していました「医薬品製造販売事業部門」については、「その他事業部門」に含めて記載する方法に変更しています。

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	2,057名	40名増	43歳 2 か月	19年 3 か月
女 性	753名	5 名増	40歳 4 か月	16年 0 か月
合計または平均	2,810名	45名増	42歳 5 か月	18年 4 か月

(注) 上表従業員数には、出向者350名および嘱託155名を含みます。

(11) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	42,843百万円

2 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,300,000,000株
- (2) 発行済株式総数 342,090,836株 (自己株式38,948,401株を含む)
- (3) 株主数 103,109名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	39,768千株	13.1%
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	12,984千株	4.3%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	10,826千株	3.6%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託みずほ銀行口	9,914千株	3.3%
共 進 会	7,708千株	2.5%
松 尚 株 式 会 社	6,835千株	2.3%
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	5,501千株	1.8%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	5,000千株	1.6%
ジェーピー モルガン チェース バンク 385781	3,787千株	1.2%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	3,393千株	1.1%

- (注) 1. 上表は、当社株主名簿に基づき作成しています。
2. 当社は、自己株式38,948,401株を保有していますが、上表から除いています。
3. 持株比率は、自己株式38,948,401株を控除して計算しています。
4. みずほ信託銀行(株)退職給付信託みずほ銀行口の持株数9,914千株は、(株)みずほ銀行が保有する当社株式を退職給付信託に拠出したものです。
5. 共進会は、当社の取引先であるヤクルト販売会社を会員とする持株会です。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者
取締役 (社外取締役および非常勤取締役を除く)	21,092株	8名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「3.会社役員に関する事項 (4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等」に記載しています。
2. 当社は、2023年10月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。株式数は、当該株式分割後で換算した数を記載しています。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、2023年10月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。当該株式分割に伴い、発行可能株式総数は600,000,000株増加し1,300,000,000株となり、発行済株式総数は171,045,418株増加し342,090,836株となりました。
- ② 当社は、会社法第459条第1項および当社定款第36条の規定により、資本効率の向上および株主還元の強化を図るため、2023年11月14日開催の取締役会決議に基づき、2023年11月15日から2024年3月19日までの間、(株)東京証券取引所における市場買付けにより、9,242,300株の自己株式を約300億円で取得しました。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 執行役員	成 田 裕	(株)ヤクルト球団取締役オーナー 一般社団法人全国発酵乳酸菌飲料協会会長
取締役 副社長執行役員	若 林 宏	
取締役 専務執行役員	土 井 明 文	生産本部長
取締役 専務執行役員	今 田 正 男	経営サポート本部長
取締役 専務執行役員	平 野 宏 一	研究開発本部長
取締役 常務執行役員	棚 良 昌 利	食品事業本部長、化粧品事業本部長
取締役 常務執行役員	星 子 秀 章	管理本部長
取締役 常務執行役員	島 田 淳 一	国際事業本部長 香港ヤクルト(株)董事長 アメリカヤクルト(株)代表取締役会長 ヨーロッパヤクルト(株)代表取締役会長
取 締 役	安 田 隆 二	(株)りそなホールディングス社外取締役 東京女子大学理事長
取 締 役	戸 部 直 子	弁護士
取 締 役	新 保 克 芳	弁護士 (株)三井住友フィナンシャルグループ社外取締役 三井化学(株)社外監査役
取 締 役	永 沢 裕 美 子	フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）世話人 (株)山口フィナンシャルグループ社外取締役（監査等委員） ジーエルサイエンス(株)社外取締役（監査等委員）
取 締 役	阿 久 津 聡	一橋大学大学院経営管理研究科教授 (株)アダストリア社外取締役 (株)シンカ社外取締役
取 締 役	マシュー・ディグビー	弁護士
取 締 役	内 藤 学	水戸ヤクルト販売(株)代表取締役社長

地 位		氏 名		担当および重要な兼職の状況
常 勤	監 査 役	山 上	博 資	神戸ヤクルト販売(株)代表取締役社長 公認会計士 (株)レスターホールディングス社外取締役（監査等委員） 公認会計士 日清オイリオグループ(株)社外取締役
常 勤	監 査 役	川 名	秀 幸	
監	査 役	谷 川	清 十 郎	
監	査 役	手 塚	仙 夫	
監	査 役	町 田	恵 美	

- (注) 1. 取締役のうち、安田隆二、戸部直子、新保克芳、永沢裕美子、阿久津聡およびマシュー・ディグビーの6氏は、会社法に定める社外取締役です。
2. 監査役のうち、谷川清十郎、手塚仙夫および町田恵美の3氏は、会社法に定める社外監査役です。
3. 監査役のうち、手塚仙夫および町田恵美の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
4. 当社は、安田隆二、戸部直子、新保克芳、永沢裕美子、阿久津聡、マシュー・ディグビー、手塚仙夫および町田恵美の8氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
5. 2023年6月21日開催の第71回定時株主総会において、新たに榎良昌利、星子秀章、島田淳一およびマシュー・ディグビーの4氏が取締役に選任され、就任しました。
6. 2023年6月21日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって、石川文保、林田哲哉、平野晋および伊藤正徳の4氏は、任期満了により取締役を退任しました。
7. 当事業年度における役員の「地位」および「担当」の変更は、次のとおりです。

氏 名		内 容	変 更 後	変 更 前	変 更 年 月 日
若 林	宏		取締役 副社長執行役員	取締役 副社長執行役員 管理本部長	2023年4月1日
平 野	宏 一		取締役 専務執行役員 研究開発本部長	取締役 常務執行役員 研究開発副本部長 開発部、広報室（学術担当）	2023年4月1日

8. 2024年4月1日付の役員の「地位」および「担当」の変更は、次のとおりです。

氏 名	内 容	変 更 後	変 更 前	変 更 年 月 日
若 林 宏		取締役	取締役 副社長執行役員	2024年4月1日
土 井 明 文		取締役	取締役 専務執行役員 生産本部長	2024年4月1日
今 田 正 男		取締役	取締役 専務執行役員 経営サポート本部長	2024年4月1日
棚 良 昌 利		取締役 専務執行役員 食品事業本部長、化粧品事業本部長	取締役 常務執行役員 食品事業本部長、化粧品事業本部長	2024年4月1日
星 子 秀 章		取締役 専務執行役員 管理本部長	取締役 常務執行役員 管理本部長	2024年4月1日

9. 当事業年度における役員の「重要な兼職」の変更は、次のとおりです。

氏 名	内 容	変 更 後	変 更 前	変 更 年 月 日
平 野 宏 一			(株)ヤクルトマテリアル代表 取締役社長	2023年5月31日
島 田 淳 一	香港ヤクルト(株)董事長			2024年3月19日
	アメリカヤクルト(株)代表取締役会長			2023年6月1日
	ヨーロッパヤクルト(株)代表取締役会長			2023年5月23日
安 田 隆 二			(株)関西みらいフィナンシャルグループ社外取締役	2023年6月22日
	(株)リそなホールディングス社外取締役			2023年6月23日

10. 当社は、執行役員制度を導入しています。
なお、2024年4月1日現在の取締役兼務者以外の執行役員は、次のとおりです。

地	位	氏	名	担	当
専	務	執	行	役	員
南	野	昌	信	中央研究所長	
常	務	執	行	役	員
鈴	木	康	之	ヨーロッパ研究所	
常	務	執	行	役	員
渡	辺	秀	一	生産本部長	
常	務	執	行	役	員
後	藤	隆	夫	国際業務部（海外工場担当）	
常	務	執	行	役	員
川	畑	裕	之	医薬品事業本部長	
常	務	執	行	役	員
岸	本		明	経理部	
常	務	執	行	役	員
長	岡	正	人	秘書室	
常	務	執	行	役	員
永	岡	裕	明	経営サポート本部長	
常	務	執	行	役	員
夏	目	裕	裕	販売会社経営ソリューション部、業務部、直販営業部、 物流統括部	
常	務	執	行	役	員
里	見	昌	彦	中央研究所副所長	
常	務	執	行	役	員
清	野	正	和	経営企画室、ヘルスケア事業推進部	
常	務	執	行	役	員
朝	倉	義	信	人事部、人材開発センター、情報システム部、業務部	
常	務	執	行	役	員
梅	原	紀	幸	環境対応推進部、食品品質保証室、広報室、広告部	
常	務	執	行	役	員
長	南		治	医薬事業管理部、医薬営業部	
常	務	執	行	役	員
志	田		寛	生産管理部、調達部	
常	務	執	行	役	員
植	草	俊	一	西日本支店長	
常	務	執	行	役	員
改	谷	正	貴	広州ヤクルト(株)、中国ヤクルト(株)	
常	務	執	行	役	員
西	川		賢	中央研究所、広報室（学術担当）、国際業務部(学術担 当)	
常	務	執	行	役	員
山	本		幹	中央研究所、開発研究部、開発部	
常	務	執	行	役	員
小	町	直	樹	国際業務部、国際事業推進部	
常	務	執	行	役	員
河	合	光	久	総務部、情報システム部、法務室	
常	務	執	行	役	員
大	後		忠	開発部、開発研究部、業務部、環境対応推進部	
常	務	執	行	役	員
中	野		健	経営企画室、ヘルスケア事業推進部、販売会社経営ソ リューション部、直販営業部	
常	務	執	行	役	員
小	町	直	樹	業務部、宅配営業部、化粧品部、湘南化粧品工場	
常	務	執	行	役	員
河	合	光	久	中央研究所、開発研究部、開発部	
常	務	執	行	役	員
大	後		忠	経理部、経営企画室	
常	務	執	行	役	員
中	野		健	東日本支店長	

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額です。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である当社の役員および執行役員（既に退任している者を含む）が業務遂行に起因して損害賠償請求を受けた場合における争訟費用と損害賠償金について、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしています。当該保険契約の保険料は全額当社が負担しています。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、報酬等に係る事項について、委員の過半数が独立社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」の答申をふまえ、取締役会で決議することとしています。（指名・報酬諮問委員会については、2023年度は4回開催しました。）

2023年2月10日開催の取締役会において決議された、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針の概要は、次のとおりです。

当社の報酬体系については、当社事業の原点である「代田イズム」（＜ご参考＞参照）の実現に加えて、経営者がより業績に責任を持ち、株主の皆さまとの一層の価値共有を進める報酬制度とするため、以下の内容で構成します。

＜固定報酬、業績連動報酬（短期インセンティブ（金銭））、株式報酬（長期インセンティブ（株式））＞

（ア）対象者

（A）固定報酬

取締役全員

（B）業績連動報酬

当該事業年度末に在籍する取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く）

（C）株式報酬

支給時に在籍する取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く）

（イ）各報酬の算定方法の決定方針

（A）固定報酬

限度額の範囲内のもと、個々の取締役の職責、当該年度の業績、従事者の給与水準や社会情勢などの内外環境を総合的に勘案し決定することを基本方針とします。

(B) 業績連動報酬

業績連動報酬の算定指標として、業績を計るうえで最も適した「連結営業利益」に加え、当社事業の原点である「代田イズム」の実現度合いのバロメーターとなる「連結乳本数」を使用するものとします。また、業績連動部分は0%～150%の範囲内で変動するものとして設定します。

具体的には、上記2つの算定指標のそれぞれの前年比に応じて報酬支給係数を設定し、個々の取締役の職責に応じて決定される業績連動報酬基準額と当該係数を用いて業績連動報酬額を算出します。

なお、業績連動報酬額は、連結営業利益の前年比が70%を下回った場合は、支給しないものとします。

(C) 株式報酬

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、職責等に応じて譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給します。

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとします。譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までとします。譲渡制限付株式報酬として発行または処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲で取締役会において決定します。

なお、当社は、譲渡制限期間中に、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、法令違反その他の当社取締役会が定める事由に該当する場合に、当該株式の全部または一部を当然に無償で取得することができることとします。

(ウ) 報酬の種類別の割合

適正なインセンティブとして機能するよう、下記の割合を基準として報酬を構成します。

(A) 固定報酬 : (B) 業績連動報酬 : (C) 株式報酬 = 70 : 15 : 15 (%)

※社外取締役および非常勤取締役は、(A) 固定報酬のみ

(エ) 報酬の支給時期または条件の決定に関する方針

(A) 固定報酬 毎月支給

(B) 業績連動報酬 前年度の業績結果に対するインセンティブ報酬のため、
算定期間となる事業年度終了後に一時金として支給

(C) 株式報酬 今後の企業価値向上に対するインセンティブ報酬のため、
株主総会における取締役選任後、取締役任期分を支給

※ (A) 固定報酬および (B) 業績連動報酬の限度額は、2008年6月25日開催の第
56回定時株主総会において定めた年額1,000百万円

※ (C) 株式報酬の限度額および限度株数は、2023年6月21日開催の第71回定時
株主総会において定めた年額300百万円および15万株（当社は、2023年10月1
日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。限度株数について
は、当該株式分割による調整後の株式数を記載しています。）

これらの方針および報酬の算定方法、個人別報酬等は、委員の過半数が独立社外取締役で
構成される「指名・報酬諮問委員会」で審議のうえ、取締役会で決議するものとします。た
だし、(A) 固定報酬および (B) 業績連動報酬に関する個人別の報酬額については、取締役
会の委任を受けて「指名・報酬諮問委員会」で決定するものとします。

<ご参考>「代田イズム」について

ヤクルトでは、創始者である代田 稔の考えを「代田イズム」と呼び、現在もすべての事業の原点とし
ています。

- ・予防医学

病気にかかってから治療するのではなく、病気にかからないための「予防医学」が重要である。

- ・健腸長寿

ヒトが栄養素を摂る場所は腸である。腸を丈夫にすることが健康で長生きすることにつながる。

- ・誰もが手に入れられる価格で

腸を守る「乳酸菌 シロタ株」を一人でも多くの人に、手軽に飲んでもらいたい。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の限度額については、2008年6月25日開催の第56回定時株主総会に
おいて、年額1,000百万円とすることを決議しています（使用人兼務取締役の使用人分給与
および賞与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は26名（うち社外取
締役は4名）です。また、当該金銭報酬枠とは別枠として、2023年6月21日開催の第71
回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、年
額300百万円以内、株式の上限を年15万株（当社は、2023年10月1日付で普通株式1株
につき2株の割合で株式分割を行いました。限度株数については、当該株式分割による調整
後の株式数を記載しています。）とすることを決議しています（使用人兼務取締役の使用人

分給与および賞与は含まない、社外取締役および非常勤取締役を除く。）。当該定時株主総会
終結時点の取締役の員数は8名（社外取締役および非常勤取締役を除く。）です。

監査役の金銭報酬の額は、2023年6月21日開催の第71回定時株主総会において、年額
200百万円以内とすることを決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は
5名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、前述の決定方針に記載のとおり、（A）固定報酬および（B）業績連動報酬につ
いて、取締役会の委任決議に基づき、「指名・報酬諮問委員会」が具体的な取締役の個人別
の報酬額を決定しております。取締役会がこの権限を委任した理由は、委員の過半数が独立
社外取締役で構成される取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」に委任するこ
とで、報酬等の決定に関する手続きの透明性・客観性を確保するためです。

また、これらの手続きを経て取締役の報酬額が決定されていることから、取締役会は、
「指名・報酬諮問委員会」が決定した取締役の個人別の報酬等の内容が前述の決定方針に沿
うものであると判断しております。

なお、委任決議時点における「指名・報酬諮問委員会」の委員は、成田裕代表取締役社長
社長執行役員、若林宏取締役 副社長執行役員、独立社外取締役である安田隆二氏、戸部直
子氏、新保克芳氏の計5名です。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	765 (79)	584 (79)	108 (－)	72 (－)	19 (6)
監査役 (うち社外監査役)	121 (42)	121 (42)	－	－	5 (3)

- (注) 1. 上記の支給人員には、第71回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名が含まれています。
2. 上記「業績連動報酬等」は、当事業年度に費用計上した金額を記載しています。
3. 上記「非金銭報酬等」は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した金額を記載しています。
4. 業績連動報酬の算定指標である「連結営業利益」および「連結乳本数」の当連結会計年度の実績は、
63,399百万円および3,078万本／日です。

(5) 社外取締役および社外監査役に関する事項

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係	当事業年度における主な活動状況
社 外 取締役	安 田 隆 二	同氏が社外取締役を務める(株)りそなホールディングスと当社との間には特別の関係はありません。また、同氏が理事長を務める東京女子大学と当社との間には特別の関係はありません。	当期開催の取締役会10回すべてに出席し、議案審議などに必要な発言を適宜行っています。
	戸 部 直 子	該当事項はありません。	当期開催の取締役会10回すべてに出席し、主に弁護士の資格を有する者としての専門的見地から発言を適宜行っています。
	新 保 克 芳	同氏が社外取締役を務める(株)三井住友フィナンシャルグループおよび同氏が社外監査役を務める三井化学(株)と当社との間には特別の関係はありません。	当期開催の取締役会10回のうち9回に出席し、主に弁護士の資格を有する者としての専門的見地から発言を適宜行っています。
	永 沢 裕 美 子	同氏が世話人を務めるフォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）および同氏が社外取締役（監査等委員）を務める(株)山口フィナンシャルグループ、ジーエルサイエンス(株)と当社との間には特別の関係はありません。	当期開催の取締役会10回すべてに出席し、主に金融に関する専門的見地等に基づいた発言を適宜行っています。
	阿 久 津 聡	同氏が教授を務める一橋大学と当社との間には特別の関係はありません。また、同氏が社外取締役を務める(株)アダストリア、(株)シンカと当社との間には特別の関係はありません。	当期開催の取締役会10回すべてに出席し、主にマーケティングに関する専門的見地等に基づいた発言を適宜行っています。

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係	当事業年度における主な活動状況
社 外 取締役	マシュー・ディグビー	該当事項はありません。	2023年6月21日の就任以降に開催された取締役会8回すべてに出席し、主に弁護士の資格を有する者としての専門的見地等から発言を適宜行っています。
社 外 監査役	谷 川 清 十 郎	同氏が代表取締役社長を務める神戸ヤクルト販売(株)は、当社の取引先です。	当期開催の取締役会10回のうち9回に、監査役会10回すべてに出席し、議案審議などに必要な発言を適宜行っています。
	手 塚 仙 夫	同氏が社外取締役（監査等委員）を務める(株)レスターホールディングスと当社との間には特別の関係はありません。	当期開催の取締役会10回すべてに、監査役会10回のうち9回に出席し、主に公認会計士の資格を有する者としての専門的見地から発言を適宜行っています。
	町 田 恵 美	同氏が社外取締役を務める日清オイリオグループ(株)と当社との間には特別の関係はありません。	当期開催の取締役会10回のうち9回に、監査役会10回すべてに出席し、主に公認会計士の資格を有する者としての専門的見地から発言を適宜行っています。

- (注) 1. 上記の社外取締役6名は、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要として、取締役会における発言をはじめ、取締役会の実効性の分析・評価や経営陣との意見交換の場をとおして、それぞれの専門的見地から経営全般に関する助言・提言を行っています。また、そのうち安田隆二、戸部直子および新保克芳の3氏は、「指名・報酬諮問委員会」の委員を務めています。
2. 谷川清十郎氏の三親等以内の親族は、当社の子会社である(株)ヤクルト球団の取締役（非常勤）であります。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当 事 業 年 度 に 係 る 会 計 監 査 人 と し て の 報 酬 等	120百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	120百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の報酬額はこれらの合計額を記載しています。
2. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手、報告を受けたいうえで、会計監査人の前期の会計監査の職務遂行状況、当期の監査計画の内容、報酬見積もりの算定根拠について、確認し審議した結果、これらについて相当であると判断したため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。
3. 当社子会社で、海外の子会社（28社）については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任します。

5 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則により、大会社である取締役会設置会社に義務づけられた内部統制システムの整備について、2006年5月19日開催の取締役会において決議しています。また、この決議内容については、社内外の環境変化などに応じて、適宜見直しを行っており、現在の決議内容は次のとおりです。

当社は「私たちは、生命科学の追究を基盤として、世界の人々の健康で楽しい生活づくりに貢献します」という企業理念のもとで事業活動を推進していくものであり、そのために広く社会から信頼される企業として、内部統制機能の強化・充実を重視した経営を実践していくことが重要であると考えています。

この考え方に基づき、内部統制システムの整備状況に関する当社の現状をあらためて確認したうえで、内部統制システム構築に関する基本方針を以下のとおり決議しています。

なお、本決議内容は法令の改正・社内外の環境変化などに応じて、適宜見直しを行い、内部統制システムの更なる強化・充実を図っていきます。

① 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、役員および従事者が、企業活動を正しく行うための規範として「ヤクルト倫理綱領・行動規準」を制定し、対象者全員にこれを配布して内容の周知徹底を図るとともに、コンプライアンスに関する社内研修を継続的に実施しています。
- ・ また、社外の有識者をメンバーとする「コンプライアンス委員会」を定期的に開催し、当社のコンプライアンス体制の整備に関する助言を受けています。
- ・ さらに、会社が自ら法令違反を発見して改善する自浄作用を機能させることを目的として内部通報制度を設置しています。
- ・ 加えて、当社は企業活動に脅威を与える反社会的勢力との関係を断固として遮断、拒絶します。警察など関係機関と平素から緊密な連携を保つとともに、社外の有識者を主たる委員とする「企業倫理委員会」により取引の監視にも努め、反社会的勢力からの不当要求に対しては組織をあげて立ち向かい、あらゆる法的対応をとります。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ・ 株主総会および取締役会などの議事録については、法令に基づき、適切に保存しています。
 - ・ また、「文書取扱規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存することとしています。
 - ・ 取締役および監査役は、常時、これらの議事録・文書等を閲覧できるものとしています。
 - ・ さらに、「文書取扱規程」の中では機密保持についても規定し、情報漏洩防止のための措置をとっています。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は管理本部が中心となっており、各部署に関わる業務に付随するリスク管理は当該部署が行うこととしています。
 - ・ また、突発的に発生する危機に対応するため、社長や本部長が、危機的事項の内容に応じて設置される各種対策本部の本部長に就任することなどを規定した「危機管理規程」を定めています。
 - ・ さらに、お客さまへの安全な商品提供と品質保証体制の確立を目的に「品質保証委員会」を設置・開催し、かつ、食品の品質保証に関わる全社的な統括業務を行う独立した専門部署として「食品品質保証室」を設置しています。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社は、執行役員制度の導入により、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化を図るとともに業務執行責任を明確化し、それぞれの機能の効率性を高めています。
 - ・ また、会社の意思決定方法を「決裁規程」に定めて、重要性に応じた意思決定を行うとともに、原則として毎週開催する経営政策審議会および執行役員会を設置して、意思決定の迅速化を図っています。
 - ・ さらに、業務の効率的な遂行を図ることを目的として、会社の組織機構やその運営基準を、「組織規程」および「業務分掌表」に規定しています。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 子会社については、原則として当社の役員や社員を、当該子会社の役員として派遣することによって業務の適正と効率的な執行の確保に努めています。
 - ・ また、子会社および関連会社に対して、事前の稟議承認や報告を求める事項などについて「関係会社管理規程」および「海外事業所管理規程」の中で定めているほか、当社の内部監査部門（監査室）による監査も実施しています。
 - ・ さらに、中期経営計画において、グループ全体の目標値の設定や経営戦略を示すとともに、当社内に子会社の管理部署を設置して支援体制を敷くことや、子会社向けの研修などを実施することで、グループ全体の業務の適正を確保しているほか、「危機管理規程」において、グループ全体における突発的に発生する危機への対応を定めています。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 監査役専従のスタッフとして、会社の業務に精通し、監査役の職務を適切に補助できる社員を配置しています。組織上、内部監査部門である「監査室」とは独立した「監査役付」という立場で、直接監査役の指揮命令下で業務を行います。
- ⑦ 前号の使用人の当社の取締役からの独立性および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役専従のスタッフの取締役からの独立性と指示の実効性を確保するため、当該スタッフは組織上、いずれの部署にも所属せず、取締役の指揮命令下には属しない立場となっています。
 - ・ また、その独立性を尊重するため、当該スタッフの人事考課は常勤監査役が直接行うこととしています。
- ⑧ 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役会のほか重要な会議に出席し、随時その議事録を閲覧するほか、重要な稟議については、監査役による確認が行われており、その内容を把握できるシステムとなっています。
 - ・ また、当社および子会社に対する内部監査結果についても常に報告がなされています。
 - ・ さらに、「取締役に事業の報告を求め、必要に応じて関係部署、子会社などに報告を求める」旨を「監査役監査規程」に明記しています。
- ⑨ 監査役等に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社の監査役に報告を行った当社および子会社等の役員および社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを一切禁じています。
 - ・ また、「内部通報規程」において、報告をした者にとって不利益となる一切の措置・言動を行ってはならない旨を規定しています。
- ⑩ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 「監査役監査規程」の中で「取締役会のほか重要な会議への出席」「欠席時の説明要求や議事録・資料閲覧」「業務・財産の状況調査に必要な取締役、執行役員および使用人等への事業の報告要求」「子会社・関連会社への報告要求、業務・財産状況調査」の権限を定め、監査役監査が実効的に行われることを確保しています。
 - ・ また、必要に応じて弁護士、公認会計士、コンサルタントなどの外部の専門家の意見を聴取することができます。
 - ・ さらに、外部の専門家の意見の聴取にかかる費用およびその他監査にかかる諸経費は、当社が負担することとしています。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しています。

当事業年度では、コンプライアンス体制について、社外の有識者をメンバーとする「コンプライアンス委員会」（年２回）を開催し、当社のコンプライアンス推進状況に対して意見・提言を受けました。また、社外の有識者を主たる委員とする「企業倫理委員会」（年２回）を開催し、当社の企業倫理活動の実施状況について確認を行いました。

監査体制については、監査役の取締役会10回への出席のほか、常勤監査役による経営政策審議会や執行役員会などの重要な会議への出席とともに、監査役会において必要に応じて取締役等から事業内容の報告を受けました。また、内部統制部門である監査室による当社および子会社への監査などをはじめ、基本方針に基づいた運用を実施しました。

6 剰余金の配当等に関する事項

(1) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、継続的な増配を目指すことを最優先とし、将来の事業拡大や収益向上を図るための資金需要および財政状況ならびに当期の業績などを総合的に勘案して配当金額を決定しています。

(2) 剰余金の配当の状況

上記の方針に基づき、当期の年間普通配当金額は、前期に比べて１株当たり10.5円増配の年額55.5円としました。すでに中間配当金27.5円をお支払いしていますので、当期の期末配当については28円とさせていただくことを、本年５月14日開催の取締役会で決議しました（前期・当期の年間普通配当金額および当期の中間配当金は、2023年10月１日付で行った株式分割（１株につき２株の割合で分割）による影響を考慮した数値です。）。

当期に係る剰余金の配当の明細は、次のとおりです。

取締役会決議日	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日
2023年11月14日	8,585百万円	55円	2023年９月30日
2024年５月14日	8,487百万円	28円	2024年３月31日

（注）2023年11月14日に決議された１株当たり配当額は、2023年10月１日付で行った株式分割（１株につき２株の割合で分割）による影響を考慮すると、27.5円となります。